

所得税 R4 平成 29 年 (Ver.17.10) のリリース

所得税 R4 平成 29 年 (Ver.17.10) をリリースします。

1. 発行プログラム
2. 日程
3. 電子申告更新用プログラムの予定
4. 平成 29 年版から所得税 R4 をお使いになる場合の手順
5. 平成 29 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容
6. 様式の変更
7. システム対応内容
8. お役立ち情報 (サポートメニュー) の変更
9. 項目ガイド表示位置 (初期値) の変更
10. 連動対象アプリケーション (動作保証バージョン)
11. パッケージの内容

1. 発行プログラム

システム名	バージョン
所得税 R4 平成 29 年	17.10

※ E i ボード 17.30 以降がインストールされた環境が必要です。

ネットワーク版の場合は、サーバーの E i ボードも Ver.17.30 にしてください。

※ Ver.16.1 で繰越処理済みのデータは「旧データ」として、データ選択画面に表示されます。

データ選択により「データ変換処理」が行われ、本バージョン (Ver.17.10) で使用できるようになります。

※ 旧製品 (InterKX 所得税/所得税顧問) からのコンバート処理には対応していません。

平成 29 年版 (=今年の版) から所得税 R4 をお使いになる場合は、平成 28 年版を経由してコンバートを行っていただく必要があります。(「[4.平成 29 年版から所得税 R4 をお使いになる場合の手順](#)」参照)

2. 日程

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2018 年 1 月 22 日 (月)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	2018 年 1 月 29 日 (月) 送品開始

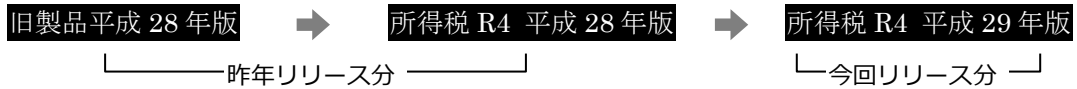
3. 電子申告更新用プログラムの予定

電子申告 R4 Ver.17.20 とともに、2018 年 1 月 29 日 (月) にダウンロード提供を開始します。

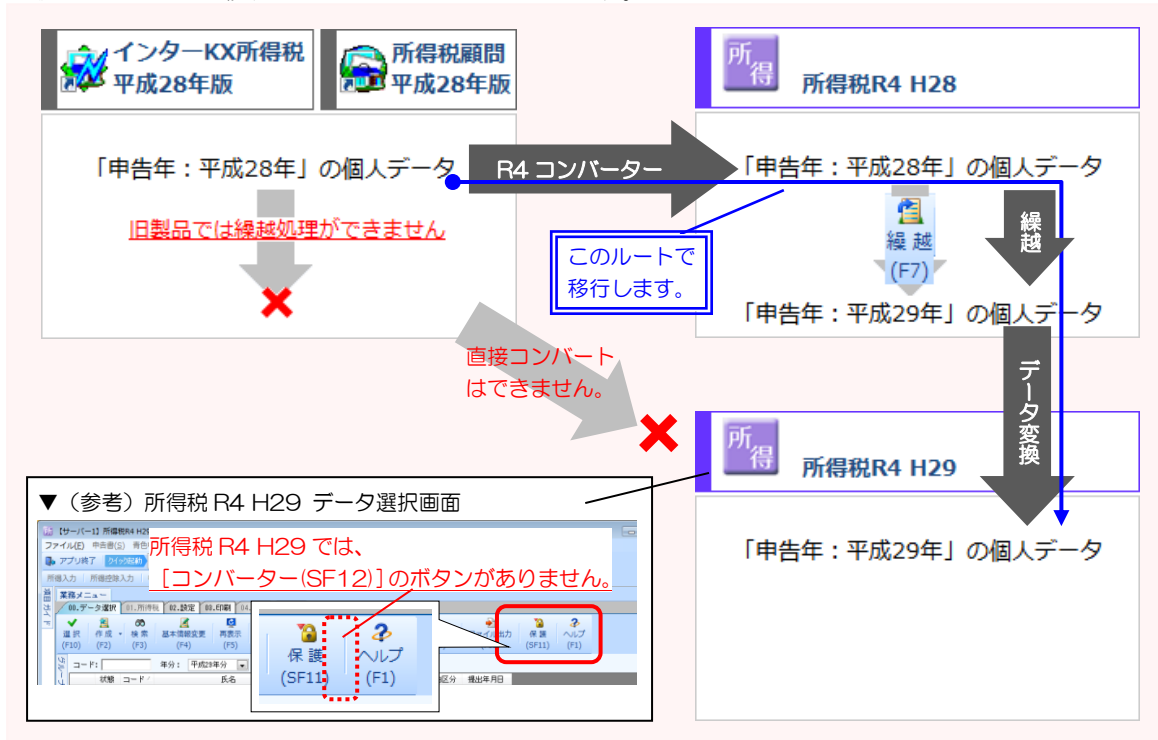
4. 平成 29 年版から所得税 R4 をお使いになる場合の手順

所得税 R4 平成 29 年版では、旧製品（InterKX 所得税/所得税顧問）からの直接コンバートには対応していません。

『昨年まで旧製品を使用し、本年から R4 を使用するお客様』は、



の流れでデータを移行していただくこととなります。



5. 平成 29 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

平成 29 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

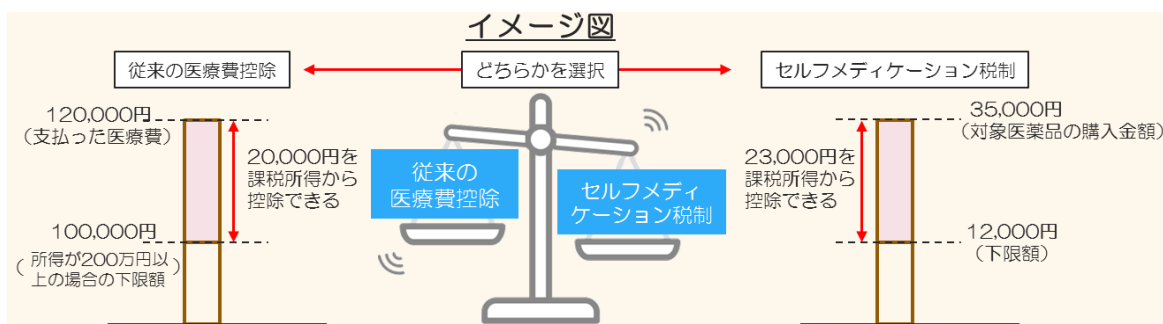
5-1. セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

医療費控除の特例として、新たにセルフメディケーション税制が施行されました。

1 年間に自己負担した対象の一般用医薬品等の購入費が 12,000 円を超える場合、一定の要件の下、その超えた分の金額を所得控除の対象とすることができます。

なお、従来の医療費控除との選択適用となるため、いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

適用を受けられる方	セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」（特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診）を行っている居住者
対象となる一般用医薬品等	医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストア等で購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品） ※厚生労働省のホームページに対象品目一覧が掲載されています。
所得控除額	「対象医薬品の購入金額（※1）」から 12,000 円を控除した額（※2） （※1）自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の支出が対象で、保険金等控除後の額 （※2）所得控除の上限は 88,000 円



5-2. 医療費控除等に関する添付書類の見直し

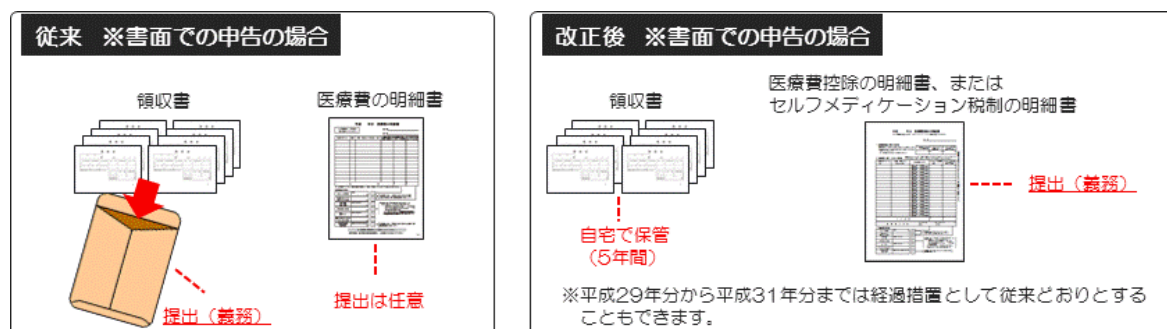
従来医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける場合、確定申告書に「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を添付することが義務付けられました。

■領収書の保管

領収書については、税務署から領収書の提示または提出が求められることがあるため、確定申告期限から5年間は保存する必要があります。

■経過措置

平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来どおり、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。



5-3. 住宅の耐久性向上改修工事に係る措置の創設

住宅特定改修特別税額控除

自己が所有している居住用家屋について省エネ改修工事、耐震改修工事を行った場合の所得税額の特別控除の対象となる工事に、これらの工事と併せて行う耐久性向上改修工事が追加されました。

特定増改築等住宅借入金等特別控除

省エネ改修工事を行った場合の所得税額の特別控除の対象となる工事に、省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事が追加されました。

■耐久性向上改修工事とは

①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事が対象です。

また、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであることなど、控除を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。

▼国税庁 HP タックスアンサー

法令や要件等について、詳しくは国税庁 HP のタックスアンサーをご覧ください。

No.1227 耐久性向上改修工事をした場合 (住宅特定改修特別税額控除)

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1227.htm>

5-4. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（災害関連）

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける家屋が、災害により平成 28 年 1 月 1 日以後に居住の用に供することができなくなった場合においても、一定の要件を満たす場合は、平成 29 年分以後の適用期間内にこの控除を引き続き受けることができますようになりました。

▼国税庁 HP タックスアンサー

No.8013 災害を受けたときの住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8013.htm>

5-5. 被災代替資産の特別償却の特例の創設（災害関連）

震災特例法の特例措置であった被災代替資産等の特別償却について、その他の災害においても、一定の要件のもと、同等の措置を受けられるようになりました。

5-6. 給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の上限額が、下表のとおりとなりました。

	平成 28 年分	平成 29 年分
上限額が適用される給与収入	1,200 万円超	1,000 万円超
給与所得控除の上限額	230 万円	220 万円

5-7.（地方税）指定都市の個人住民税の所得割の税率変更

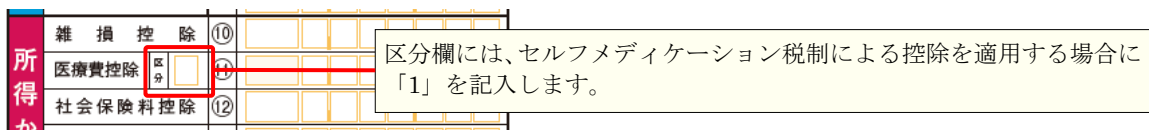
県費負担教職員の給与負担事務の指定都市への移譲に伴い、指定都市に住所を有する方の所得割の税率が「府県：4%、市：6%」から「府県：2%、市：8%」に変更になりました。

6. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。

6-1. 確定申告書 第一表

医療費控除が、従来の「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」との選択適用になったことから、第一表の「医療費控除」欄に「区分」が追加されました。



6-2 住宅借入金控除の計算明細書

「特定耐久性向上改修工事等の費用の額」欄、「適用期間」欄が追加されました。

7 特定の増改築等に係る事項（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。）

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ※	⑪ 断熱改修工事等の費用の額 ※	⑫ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※
1 年齢が50歳以上（同居親族の方は65歳以上）……………	⑬ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額 ※	⑭ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額 ※	⑮ 特定増改築等住宅借入金
2 障害者（1に該当する方を除きます。）……………	⑯ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する場合は、その方の氏名等を書きます。氏名（ ） 続柄（ ）	⑰ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する場合は、その方の氏名等を書きます。氏名（ ） 続柄（ ）	⑱ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する場合は、その方の氏名等を書きます。氏名（ ） 続柄（ ）

特定耐久性向上改修工事等の特別控除の適用を受ける場合に記入します。補助金の交付を受けている場合は、付表1を使うため、付表1についても同様の変更が行われています。

8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切り）

災害により居住できなくなった後も控除を引き続き受ける場合に○囲みます。

※右隣の「特例期間の特例」は、従来からある震災特例法用の欄です。

■ 帳票設定画面

セルフメディケーション税制と従来の医療費控除は、選択適用となるため、帳票設定画面では、ラジオボタンにてどちらか一方のみを選択できるようにしました。

報[3] 帳票設定[4]

明細書・計算書

所得の内訳書

医療費控除

医療費控除の明細書

セルフメディケーションの明細書

財産債務調書

医療費控除にチェックを入れた後、「医療費控除の明細書」と「セルフメディケーションの明細書」のどちらか一方を選択します。

7-2. 医療費控除の明細書の様式変更に対応

医療費控除の明細書の様式変更に対応するとともに、その次葉の作成に対応しました。

※印刷明細行数が 16 行を超える場合、17 行目以降は自動的に次葉へ出力します。

※様式変更により、出力用紙サイズの初期値が「B5」から「A4」に変更になります。

■ 前年版（平成 28 年版）からの移行内容

前年版（平成 28 年版）で医療費の明細書を作成していた場合は、各明細について、下図のとおり移行を行います。

▼平成 29 年版 医療費控除の明細書

業務メニュー 医療費控除の明細書

開じる(Esc) 所得控除入力(F2) プレビュー(F11) ヘルプ(F1)

追加(A) 挿入(I) 削除(D) 切取(X) 取消(Z) コピー(C) 貼付(Y) 項目コピー(L) 上へ移動(P) 下へ移動(M)

1 医療費通知に関する事項

医療費通知に記載された医療費	実際に支払った医療費	補填される金額
	ア	イ

2 医療費（上記1以外）の明細

医療を受けた方の名前	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費	補填される金額
サンプル太郎	〇〇市 所得総合病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,850	1,000

「医療費の区分」欄への移行は行いません。平成 29 年版で区分の選択を行ってください。

そのまま移行します。新様式では所在地の記載が不要となりましたので、平成 28 年版で所在地を含めて入力していた場合は見直しをお願いします。

▼平成 28 年版 医療費の明細書

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	医療費の内訳		補填される金額
			内容	医療費	
サンプル太郎	本人	〇〇市 所得総合病院	治療	2,850	1,000

7-3. 所得控除入力 [医療費控除] 画面の変更

医療費控除が、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制との選択適用になったことから、所得控除入力の [医療費控除] 画面でどちらの控除を使用するかを選択できるようにしました。帳票設定で使用帳票を選択している場合は、自動選択されます。(下図は使用帳票を選択している場合の画面例です。)

▼医療費控除選択時

適用を受ける医療費控除	
医療費控除	39,969

控除額の計算	
支払った医療費	A 185,069
保険金などで補填される金額	B 45,100
差引金額	C 139,969
総所得金額等	D 4,764,698
総所得金額等の5%	E 238,234
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	F 100,000
医療費控除額	G 39,969

▼セルフメディケーション選択時

適用を受ける医療費控除	
セルフメディケーション	25,854

控除額の計算	
支払った金額	A 37,854
保険金などで補填される金額	B 0
差引金額	C 37,854
医療費控除額	D 25,854

帳票設定で使用帳票を選択している場合は、自動選択されます。帳票設定でいずれの帳票も選択していない場合は、白色項目となり、この画面で控除を選択することができます。

「適用を受ける医療費控除」の選択に応じて、表示内容が切り替わります。帳票（医療費控除の明細書、またはセルフメディケーション税制の明細書）を使用している場合は、帳票での入力内容が自動転記されます。帳票を使用していない場合は、A欄とB欄が入力項目（白色背景）となり、この画面上で控除額の計算を行うことができます。

7-4. 住宅借入金控除の計算書 様式変更に伴う入力画面の変更

様式変更のとおり、入力画面を変更しました。また、この様式変更に伴う対応として、以下の欄を追加しました。

▼ [一面] タブ (画面上部) 「特定耐久性向上改修工事等の費用の額」の入力欄追加

取得対価または費用の額(補助金等がある場合は、補助金控除前の額)	
家屋の取得対価の額	
土地等の取得対価の額	
増改築等をした部分の費用の額	
高齢者等居住改修工事等の費用の額	
断熱改修工事等の費用の額	
特定断熱改修工事等の費用の額	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額	

(付表1)取得対価の額等の計算明細書	
・補助金等の交付を受ける場合	使用しない
・住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合	使用しない

(付表2)住宅借入金等の年末残高の計算明細書	
・連帯債務がある場合	使用しない

▼ [付表1] タブ (画面上部) 「特定耐久性向上改修工事」の補助金の入力欄

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算							
1 補助金等の内訳							
補助金等の名称	交付年月日	補助金等の額					
	交付対象	増改築等	高齢者居住	断熱	特定断熱	多世帯同居	耐久性向上
							計
							計
							計

7-5. 個人住民税の計算書 指定都市の税額計算に対応

平成 29 年度地方税法等の改正により、指定都市（政令指定都市）にお住まいの方の税率が変わったため、この計算に対応しました。

業務メニュー 個人住民税の計算書

開じる(Esc) 上書(F9) プレビュー(F11) ヘルプ(F1)

2. 住民税の計算

均等割額	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
総合課税の所得	9,670,000	773,600	193,400	967,000
短期譲渡				
長期譲渡				
株式等の譲渡				
上場株式等の配当等				
先物取引				
山林				
退職				
計	9,670,000	773,600		
調整控除額		1,500		
配当控除額				
住宅借入金等特別控除額				
寄附金控除額				
外国税額控除額				
免税額				
災害減免額				
配当割譲控除額				
株式等譲渡所得割譲控除額				
合計		775,100	193,900	969,500

政令指定都市のチェックボックスを追加し、政令指定都市とそれ以外とで税率を自動セットするようにしました。

- 政令指定都市：8.000% / 2.000%
- それ以外：6.000% / 4.000%

政令指定都市の判定は、個人基本情報で入力された住所（または1月1日住所）から自動判定します。

《徴収方法》

給与所得	徴収方法	住民税額
給与所得	特別徴収	
公的年金の所得	年度前半 特別徴収	
	年度後半 特別徴収	
上記以外の所得		969,500

《税率》

政令指定都市	市町村民税	都道府県民税
<input checked="" type="checkbox"/>	8.000 %	2.000 %

《前年度から引き続き年金が特別徴収となる場合》

公的年金の前年度税額

7-5. 青色申告決算書(一般用) 製造原価の科目印刷制御に対応

金額発生のない科目の印刷制御は、[青色申告決算書]メニューの[共通設定]画面(下図)で行いますが、この選択の指定範囲に「製造原価」を追加し、「貸借対照表」や「損益計算書」同様に金額発生のない科目名の印刷制御を行えるようにしました。

業務メニュー 青色申告決算書

選択(F10) 開じる(Esc) 作成(F2) 削除(F3) 基本設定(F4) 共通設定(F5)

種別 青色申告 特別控除の適用 貸借対照表 収入金額 所得金額

共通設定

確定(F10) キャンセル(Esc) 上書(F9) ヘルプ(F1)

端数処理設定

四捨五入 切り上げ 切り下げ

従来は、「貸借対照表」と「損益計算書」の2つでしたが、「製造原価」を追加しました。

任意科目名の印刷方法 (損益計算書、貸借対照表、製造原価)

- そのまま印刷する
- 行を詰めて印刷する
- 科目名を空欄とする

のいずれかを選択していれば、科目名が印刷されません。

▼入力画面

外注工賃	7	
電力費	8	
水道光熱費	9	
修繕費	10	
減価償却費	11	
製造経費:空欄1	12	
製造経費:空欄2	13	
製造経費:空欄3	14	
製造経費:空欄4	15	
製造経費:空欄5	16	
製造経費:空欄6	17	
製造経費:空欄7	18	
製造経費:空欄8	19	
雑費	20	
計	21	

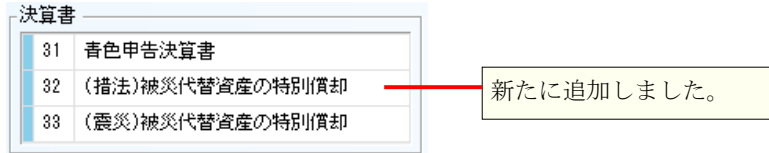
▼印刷結果

外注工賃	
電力費	
水道光熱費	
修繕費	
減価償却費	
製造経費	
製造経費	
製造経費	
製造経費	
製造経費	
製造経費	
製造経費	
製造経費	
雑費	
計	

7-6. (措法)被災代替資産等の特別償却に関する明細書 に対応

「(措法)被災代替資産等の特別償却に関する明細書」の作成に対応しました。
 入力画面の操作等は、すでに対応している「(震災)被災代替資産等の特別償却に関する明細書」と同様となります。

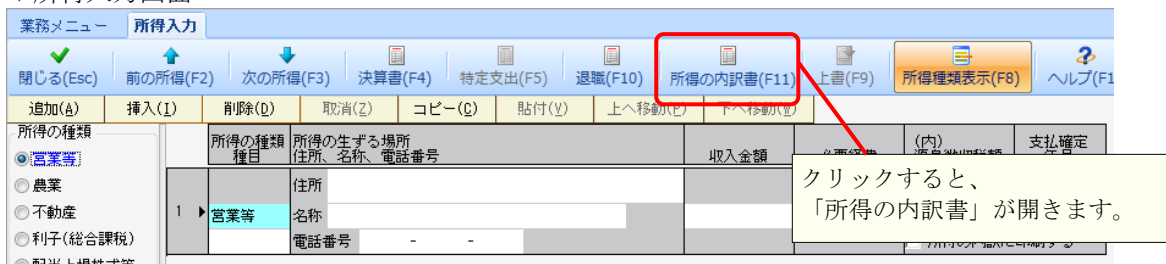
▼メニュー画面



7-7. 所得入力画面 所得の内訳書起動ボタンを追加

所得入力画面のツールバーに「所得の内訳書」の起動ボタンを追加しました。

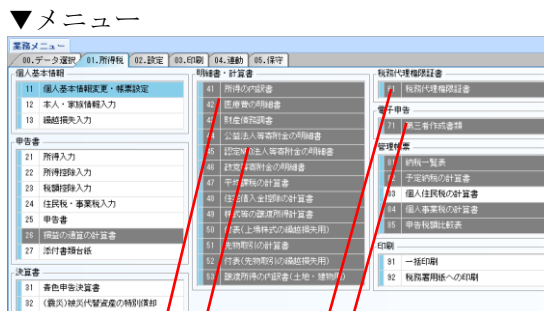
▼所得入力画面



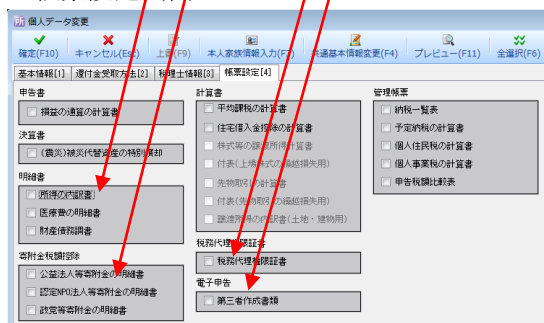
7-8. 帳票設定画面 配置の調整

帳票設定画面〔11.個人基本情報変更・帳票設定〕の〔帳票設定〕タブ)の配置について、メニュー画面と相対位置になるように配置の調整を行いました。

従来 (平成 28 年版)



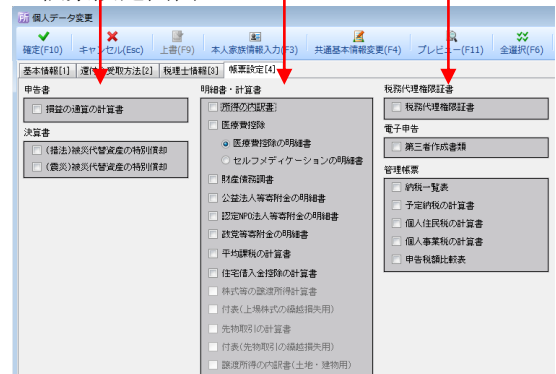
▼帳票設定画面



本バージョン (平成 29 年版)



▼帳票設定画面



7-9. 特定口座入力画面での入力チェックに対応

申告種類が「一般 A」または「一般 B」のときに、特定口座入力画面で「分離課税の利子所得」の入力が行われた場合は、警告メッセージを表示するようにしました。

※分離課税の利子所得を申告する場合は、申告種類を「分離」にしないと正しい計算ができないため、申告種類を分離に変更していただくことを促すメッセージが表示されます。

昨年、本件に関する問い合わせが非常に多かったため、対応しました。

8. お役立ち情報（サポートメニュー）の変更

2017年11月の給与R4、2018年1月の電子申告R4に引き続き、所得税R4でも、お役立ち情報（サポートメニュー）の変更を行い、お客様が知りたい情報を積極的に提供していく取り組みを行います。

8-1. お役立ち情報（サポートメニュー）コンテンツの変更

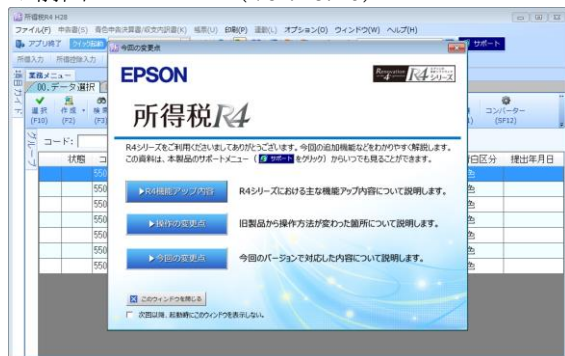
画面の下部にて、お問い合わせが多いFAQの掲載や旬の資料提供などを随時行うオンラインコンテンツを追加しました。

これに伴い、「R4 機能アップ内容 (PDF)」「R4 操作の変更点」の場所などレイアウトを全体的に見直しました。（給与 R4、電子申告 R4 と同じ配置です。）

8-2. アプリケーション起動時に表示される画面を「お役立ち情報（サポートメニュー）」に変更

アプリケーション起動時に表示される画面を「今回の変更点」から「お役立ち情報（サポートメニュー）」に変更しました。

▼前回バージョン (Ver.16.10)



▼本バージョン (Ver.17.10)

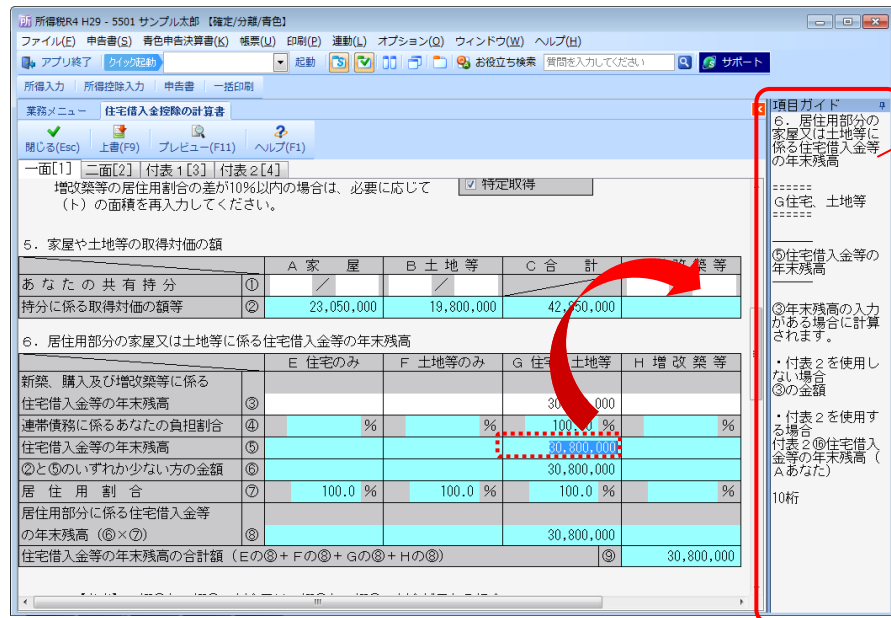


9. 項目ガイド表示位置（初期値）の変更

項目ガイドの表示位置を左端から右端に変更し、常時表示するようにしました。

選択している項目（カーソルがある項目）について、入力方法や計算仕様が表示されますので、ご活用ください。

入力画面が隠れてしまう場合は、従来通り「自動的に隠す」設定に変更することも可能です。



選択した項目の入力方法や計算仕様が表示されます。

10. 連動対象アプリケーション（動作保証バージョン）

連動対象アプリケーションについて、動作保証するバージョンは下表のとおりです。

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	財務 R4（会計、Professional、Basic、Lite） Ver.14.10 以降
減価償却費計算書 取り込み	減価償却 R4、減価償却応援 R4 Ver.16.2 以降
所得 取り込み	報酬請求 R4 Ver.14.14 以降

■旧製品との連動について

旧製品のサポート期限が終了したため、動作保証バージョンとして旧製品の明記は行っておりません。

ただし、機能面での変更は昨年から行ってないため、平成 29 年版（Ver.17.10）でも従来どおり、旧製品との連動は動作いたします。

11. パッケージの内容

製品種類と梱包内容は、次のとおりです。

11-1. インターKX 所得税 R4 Ver.17.1

■CD（メディア）が収録されるパッケージ

同梱物	製品種類	新規（IST1V171）		
		バージョンアップ（IST1V171V）		
		保守改版（LIST1V171）		
インターKX 所得税 R4 セットアップディスク（CD-R） ・所得税 R4 H29（Ver.17.10） ・E i ボード（Ver.17.30） ・R4 コンバーター（Ver.4.10）*1		○	○	○*2
パッケージの内容		○	○	○
インターKX R4 シリーズ セットアップガイド		○	○	
インターKX R4 シリーズ セットアップ・ライセンス認証ガイド				○
所得税 R4 導入マニュアル		○	○	

*1 R4 コンバーターをセットアップする場合は、次のファイルを直接実行してください

¥Program¥CYCONVERT¥setup.exe

*2 E i ボードサーバー版（Ver. 17.30）は同梱されておりません。CD 保守契約に加入されている場合で、お手元にE i ボードサーバー版 Ver. 17.30 が届いていないお客様につきましては、お手数ですがサポートセンターまで送付をご依頼ください。

（「ネットワーク基本ライセンス(SV)」を保有、かつ2017年11月6日時点でR4アプリケーションのいずれかでCD保守契約を締結しているお客様には、E i ボード Ver.17.30 のCDを発送済みです。）

■CD（メディア）が収録されないパッケージ

同梱物	製品種類	追加1ユーザー（ISTTV171）	
		追加1ユーザーバージョンアップ（ISTTV171V）	
追加ライセンスのご案内		○	○
インターKX R4 シリーズ 追加ライセンスの登録手順		○	○

11-2. 所得税顧問 R4 Ver.17.1

■CD（メディア）が収録されるパッケージ

同梱物	製品種類	新規（KST1V171）		
		バージョンアップ（KST1V171V）		
		保守改版（LKST1V171）		
所得税顧問 R4 セットアップディスク（CD-R） ・所得税 R4 H29（Ver.17.10） ・E i ボード（Ver.17.30） ・R4 コンバーター（Ver.4.10）*1		○	○	○*2

パッケージの内容	○	○	○
顧問 R4 シリーズ/応援 R4 シリーズ セットアップガイド	○	○	
顧問 R4 シリーズ/応援 R4 シリーズ セットアップ・ライセンス認証ガイド			○
顧問 R4 シリーズ 導入ガイドブック			
E i ボード活用ガイド	○		
R4 シリーズ ソフトウェア年間保守サービス契約 申込書	○	○	
ユーザー登録とライセンスの取得（認証）についてのご案内	○		
返信用封筒	○	○	
預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書	○	○	
サポート&サービスあんしんBOOK	○	○	
所得税 R4 導入マニュアル	○	○	

*1 R4 コンバーターをセットアップする場合は、次のファイルを直接実行してください

¥Program¥CYCONVERT¥setup.exe

*2 E i ボードサーバー版 (Ver. 17.30) は同梱されておりません。CD 保守契約に加入されている場合で、お手元に E i ボードサーバー版 Ver. 17.30 が届いていないお客様につきましては、お手数ですがサポートセンターまで送付をご依頼ください。

(「ネットワーク基本ライセンス(SV)」を保有、かつ 2017 年 11 月 6 日時点で R4 アプリケーションのいずれかで CD 保守契約を締結しているお客様には、E i ボード Ver.17.30 の CD を発送済みです。)

■CD (メディア) が収録されないパッケージ

同梱物	製品種類	追加 1 ユーザー (KSTTV171)		
		追加 1 ユーザーバージョンアップ (KSTTV171V)		マニュアルセット (KSTMV171)
		○	○	
追加ライセンスのご案内		○	○	
顧問 R4 シリーズ/応援 R4 シリーズ 追加ライセンスの登録手順		○	○	
R4 シリーズ ソフトウェア年間保守サービス契約 申込書		○	○	
ユーザー登録シート		○		
返信用封筒		○	○	
預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書		○	○	
所得税 R4 リファレンスマニュアル 平成 29 年				○

以上